別添

ソフトバンクモバイル株式会社から提出された900MHz帯における終了促進措置に関する四半期報告の概要

平成25年度第４四半期
（平成26年１月～３月）

総務省

本概要は、ソフトバンクモバイル株式会社から提出された900MHz 帯における終了促進措置に関する四半期報告（平成 26 年１月～３月）を抜粋したものです。

１　終了促進措置を実施した無線局数

１－１　ＲＦＩＤ（免許局・登録局）

①　開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
（平成24年度末までに４割の実施を完了）

②　本四半期までの実施状況

本四半期末までに、総無線局8,646局（前四半期から58局増）のうち、協議を開始した無線局は8,646局（前四半期から58局増）、協議を開始していない無線局は０局（前四半期から増減なし）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し、書面等による確認に至ったものは8,123局（前四半期から45局減。なお、減少理由は、当初、終了促進措置の実施に合意したが対象免許人等の意向により廃止することとなったもの。）、終了促進措置の実施が全て完了（認定開設者による対象免許人等又はメーカー等の業者への支払い及び対象免許人等による周波数移行の措置が完了している事）した無線局は5,372局（前四半期から3,447局増）、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局は485局（前四半期から176局増）です。本四半期までに実施完了した局数は、全体の68％（廃局となった局を含む）となっています。

終了促進措置の実施（廃局を含む）については、全体の99％に合意していただきましたが、 例えば、(1)後継機種の開発・製造の遅延、(2)業務停止不可等によるスケジュール調整の難航、(3)免許人都合による協議中断（組織体制変更、人的リソース等の理由）、(4)後継機種がないことによる他後継機種選定の難航、(5)免許人による継続利用希望、(6)ＲＦＩＤに関連する他システム改修の遅延等の事情により、本四半期までに終了促進措置の実施が完了しなかった無線局があります。

引き続き、作業日程の調整や継続的な協議を行って、着実に工事等を進め、早期の終了促進措置の実施完了に努めて参ります。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「３－４　ＲＦＩＤ（免許局・登録局）との協議」参照。

なお、各都道府県における内訳は、次のとおりです。（無線局数については、無線局免許記載の事務所の所在地に計上しています。よって、実際の設置場所と数が一致しない場合があります。）

（平成26年３月末現在）

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済		廃止済	
	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数
北　海　道			125 局	28	76 局	24	48 局	20	49 局	4
青　森　県			18 局	3	18 局	3	18 局	3		
岩　手　県			5 局	4	4 局	3	4 局	3	1 局	1
宮　城　県			69 局	15	57 局	8	55 局	7	12 局	7
秋　田　県			9 局	4	8 局	3	8 局	3	1 局	1
山　形　県			1 局	1	1 局	1	1 局	1		
福　島　県			5 局	3	5 局	3	3 局	2		
茨　城　県			70 局	12	44 局	9	43 局	8	26 局	3
栃　木　県			12 局	5	12 局	4	11 局	3		1
群　馬　県			33 局	10	20 局	6	20 局	6	4 局	3
埼　玉　県			264 局	23	252 局	15	40 局	11	11 局	7
千　葉　県			149 局	21	145 局	19	125 局	17	4 局	2
東　京　都			4,276 局	397	4,052 局	305	2,270 局	236	199 局	91
神奈川県			272 局	44	256 局	32	199 局	27	16 局	12
山　梨　県			72 局	6	65 局	4	27 局	2	7 局	2
新　潟　県			45 局	10	39 局	6	39 局	6	6 局	4
長　野　県			53 局	11	53 局	11	46 局	9		
富　山　県			25 局	10	20 局	7	20 局	7	2 局	2
石　川　県			20 局	9	19 局	8	19 局	8	1 局	1
福　井　県			25 局	4	23 局	3	23 局	3	2 局	1
岐　阜　県			33 局	9	33 局	8	11 局	5		1
静　岡　県			97 局	16	73 局	11	61 局	9	24 局	5
愛　知　県			881 局	55	810 局	45	657 局	37	71 局	10
三　重　県			45 局	8	45 局	8	43 局	7		
滋　賀　県			10 局	5	9 局	3	7 局	1	1 局	2
京　都　府			149 局	26	145 局	24	88 局	19	4 局	2
大　阪　府			1,275 局	79	1,249 局	62	1,121 局	44	26 局	17
兵　庫　県			145 局	32	138 局	26	76 局	16	7 局	6
奈　良　県			3 局	3	2 局	2	2 局	2	1 局	1
和歌山県			10 局	2	10 局	2	10 局	2		

鳥　取　県										
島　根　県				1						1
岡　山　県			31 局	11	27 局	7	15 局	4	4 局	4
広　島　県			57 局	9	57 局	9	48 局	4		
山　口　県			1 局	2					1 局	2
徳　島　県			2 局	1	2 局	1	2 局	1		
香　川　県			68 局	5	68 局	5	19 局	3		
愛　媛　県			8 局	2	8 局	2	7 局	1		
高　知　県										
福　岡　県			123 局	21	119 局	18	86 局	11	4 局	3
佐　賀　県			14 局	2	14 局	2	1 局	1		
長　崎　県			35 局	5	35 局	5	35 局	5		
熊　本　県			33 局	5	33 局	5	20 局	4		
大　分　県			38 局	2	38 局	2	38 局	2		
宮　崎　県			18 局	4	18 局	4	3 局	2		
鹿児島県			2 局	2	2 局	2	2 局	2		
沖　縄　県			20 局	4	19 局	3	1 局	1	1 局	1
全　　国			8,646 局	931	8,123 局	730	5,372 局	565	485 局	197

１－２　ＲＦＩＤ（免許等不要局）

①　開設計画における記載概要

平成29年度末まで申出に基づいて順次対応。
（平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施を完了）

②　本四半期までの実施状況

本四半期末までに、メーカーからの出荷台数の申告を基に、協議対象となる可能性があると推計される無線局は141,045局（前四半期から5,091局減）です。そのうち、実際に協議対象として認知し、無線局の所有者・占有者と協議を開始した無線局は51,486局、出荷実績はあるものの協議対象として認識できていない無線局は89,559局です。

なお、出荷台数を基に推計した上記の無線局総数（141,045局）には、実際には既に利用を終了し廃棄等された無線局数を含む可能性があります。ただし、免許等が不要な無線局であるために、正確な数値を把握する手段はなく、随時、利用していない無線局数が判明した場合等には、推計を見直しています。したがって、協議を開始していない無線局（89,559局）の中には、実際には廃棄等されているものの、その確認ができていない数を含みます。

また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し、書面等による確認に至ったものは48,880局（前四半期から2,581局増）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は18,397局（前四半期から8,454局増）となります。本四半期までに実施完了した局数は、全体の13%となっています。

なお、案件ごとの契約数ベースでは協議開始済の95%について実施合意済となっています。

ＲＦＩＤ特定小電力無線局については、今後も、協議対象として所有者・占有者から協議の申し出があり次第、終了促進措置の実施を進めていきます。

なお、上記における「協議の開始」とは、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者から問い合わせ又は協議の申し入れがあり、弊社において具体的な協議対象として認識して対応を開始したことを指しています。ＲＦＩＤ特定小電力無線局は、免許・登録が不要であり、所有者・占有者の連絡先等を弊社が網羅的に把握することはできず、一般消費者による利用も多いため、メーカー等と交渉を行うことが大半です。その過程においては、弊社が所有者・占有者の個別の氏名・名称等を把握していないことも少なからずあり、その段階の無線局については、「協議を開始した無線局数」に算入していません。（前四半期までは、算入していましたが、本四半期より定義を見直したものです。）

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「３－５　ＲＦＩＤ（免許等不要局）との協議」参照。

（平成26年３月末現在）

無線局数	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済
	89,559局	51,486局	48,880局	18,397局

１－３　ＭＣＡ端末局

①　開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
（東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各管内のアナログ局は、平成24年度末までに実施を完了）

②　本四半期までの実施状況

本四半期末までに、総無線局285,186局（前四半期から3,967局増）のうち、協議を開始した無線局は260,577局（前四半期から2,409局増）、協議を開始していない無線局は81局（前四半期から11局減）です（注）。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは260,536局（前四半期から64,840局増）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は175,213局（前四半期から68,525局増）、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局は81,261局（前四半期から21,183局増）です。

本四半期までに終了促進措置の実施を完了した局数は、全体の98％（廃局となった局を含む）となっています。残り２％については、例えば、(1)免許人のご都合や販売代理店の人的リソースの制約等により、やむを得ず工事日程が延期となった事案があったこと、(2)プログラム開発が必要な事案において、バグ等の不具合が発生し、想定以上に作業が長期化したこと、(3)免許人から合意を得ることができず、協議が長期化していること、 (4)一部の端末局の交換が未完了であるにもかかわらず、当該免許人の利用する全数を完了と誤認してしまったこと等により、本四半期までに終了促進措置の実施が完了しなかったものです。

上記(1)～(4)の免許人については、引き続き、作業日程の調整や継続的な協議を行って、着実に工事等を進め、早期の終了促進措置の実施完了に努めて参ります。

注　前四半期より、協議を開始していない無線局のうち、協議をせずに無線局免許が廃止されたものは、下表欄外にその局数を記載しています。
なお、協議開始前の免許人は何れも所在不明のため協議を行うことができず、終了促進措置の対象外として扱っているものとなります。所在不明免許人等については、当該免許人から申し出があれば、終了促進措置の実施を行うこととなります。

協議の実施･進捗に関する状況等の詳細は､「３－６　ＭＣＡ端末局との協議」参照。

なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は、次のとおりです。

（平成26年３月末現在）

地方局	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済		廃止済	
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数
北海道	4局	2	16,009局	1,042	11,709局	768	11,709局	768	4,300局	274
東　北	0局	1	14,104局	1,006	7,603局	462	7,589局	460	6,501局	544
関　東	9局	7	74,799局	2,406	54,189局	1,576	53,730局	1,572	20,610局	830
信　越	0局	2	8,632局	579	4,264局	267	4,264局	267	4,368局	312
北　陸	0局	0	6,015局	467	3,954局	293	3,943局	292	2,061局	174
東　海	0局	0	36,771局	1,768	25,908局	1,198	25,401局	1,177	10,863局	570
近　畿	10局	1	48,791局	2,044	34,415局	1,325	32,027局	1,311	14,335局	717
中　国	24局	3	9,710局	573	5,490局	327	5,451局	322	4,220局	246
四　国	0局	0	5,212局	391	1,863局	168	1,853局	167	3,349局	223
九　州	20局	3	36,280局	2,260	28,325局	1,655	27,691局	1,618	7,955局	605
沖　縄	14局	2	4,254局	353	1,555局	130	1,555局	130	2,699局	223
全　国	81局	21	260,577局	12,889	179,275局	8,169	175,213局	8,084	81,261局	4,718

※上表以外に、協議開始前に廃局となった24,528局（1,385免許人）があります。

１－４　ＭＣＡ制御局

①　開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中

②　本四半期までの実施状況

本四半期末までに、協議を開始した無線局は334局（前四半期から増減なし）、協議を開始していない無線局は０局（前四半期から増減なし）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは129局（前四半期から増減なし）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は０局、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止することに合意し書面等による確認に至ったものは205局（前四半期から増減なし）、廃止された無線局は44局（前四半期から９局増）です。

本四半期までに実施完了した局数は、全体の13%（廃局となった局を含む）となっています。

なお、制御局免許人２者のうち、Ａ社については、「１－３　ＭＣＡ端末局」②に記載のとおり、Ａ社の制御局を利用するＭＣＡ端末局の終了促進措置の実施が２%残っていますが、当該終了促進措置が完了した地域から順次、制御局の運用を停止することについて合意しています。

Ｂ社（アナログ局のみ）については、３月31日までに101局全ての運用が停止されました。ただし、このうち、廃止済の上記38局を除く63局については、免許手続の関係上、４月20日付けでの廃局となります。

Ａ社デジタル（平成26年３月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	
				実施完了済		廃止済
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道		9局	9局			
東　北		18局	18局			
関　東		18局	18局			
信　越		10局	10局			
北　陸		4局	4局			
東　海		16局	16局			
近　畿		10局	10局			
中　国		11局	11局			
四　国		5局	5局			
九　州		24局	24局			
沖　縄		4局	4局			
全　国		129局	129局			

Ａ社アナログ（平成 26 年３月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済	廃止合意済	廃止済
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道		6局			6局	
東　北		17局			17局	2局
関　東		12局			12局	
信　越		9局			9局	1局
北　陸		4局			4局	
東　海		11局			11局	
近　畿		9局			9局	1局
中　国		10局			10局	2局
四　国		9局			9局	
九　州		15局			15局	
沖　縄		2局			2局	
全　国		104局			104局	6局

Ｂ社アナログ（平成 26 年 3 月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済	廃止合意済	廃止済
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道		6局			6局	6局
東　北		17局			17局	14局
関　東		8局			8局	7局
信　越		7局			7局	
北　陸		4局			4局	2局
東　海		14局			14局	1局
近　畿		12局			12局	1局
中　国		6局			6局	5局
四　国		8局			8局	1局
九　州		17局			17局	1局
沖　縄		2局			2局	
全　国		101局			101局	38局

２　終了促進措置の実施に要した費用

①　開設計画における記載概要

負担可能額：2,122.5億円

②　本四半期までの実施状況

開設指針に規定する費用（取得費用・工事費用・プログラム費用）について、本四半期末における終了促進措置の実施に要した費用は、次のとおりです。

内　　訳		本四半期	累計
ＲＦＩＤ（パッシブ）	免許局・登録局	6,627 百万円	11,777 百万円
	免許等不要局	609 百万円	1,049 百万円
ＲＦＩＤ（アクティブ）		833 百万円	2,063 百万円
ＭＣＡ端末局		3,368 百万円	29,341 百万円
ＭＣＡ制御局		140 百万円	14,961 百万円
合　　計		11,577 百万円	59,191 百万円

※　ＭＣＡ端末局の費用には、本四半期までに免許人等に対して負担した費用のほか、認定開設者が予め購入したＭＣＡ端末局の取得費用（約 19 万台）が含まれています。

※　本四半期に対応するＲＦＩＤについて検収をした台数は 11,001 台となります。

※　ＲＦＩＤ（パッシブ）の免許局・登録局と免許等不要局とを同時に工事した際の工事費用及びプログラム費用は、免許局・登録局に含まれています。

なお、上記以外の終了促進措置の実施に要する諸費用（窓口・協議の運営、書類の郵送等に要する費用）として、本四半期は499百万円(累計1,991百万円)を支出しています。

３　開設指針に規定する終了促進措置の実施状況

３－１　実施概要の周知

①　開設計画における記載概要

認定後４か月以内（平成24年７月１日まで）に、インターネット、説明会、郵送、チラシ配付等により実施概要の周知を開始。

②　開設指針における規定事項

認定日から６月以内（平成24年９月１日まで）に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること（開設指針第５項第４号(1)）

③　本四半期までの実施状況

本四半期は、以下の周知に関する取り組みを実施しました。

特に、免許・登録が不要なＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者については、まず、所有者・占有者の特定が必要であるため、重点的に周知活動を展開しました。

- 平成26年２月に、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者向けのリーフレットについて、機器交換の必要性を認識しやすいよう文章表現等を見直し、改訂版を作成しました。
- 平成26年２月に、全国2,700店舗のソフトバンクショップ店頭に掲示するためのＰＯＰ広告を作成しました。この取り組みは、来店者の目が届きやすい店舗内カウンターに、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の交換対象製品や終了促進措置の概要等を記載したＰＯＰ広告を設置し、反応があった来店者に対して、リーフレットを渡すことにより、店舗における周知の相乗的な効果向上を図るものです。店頭での掲示状況は、各店舗スタッフ以外の弊社スタッフが確認する等しており、ＰＯＰ広告は約３割、リーフレットは約５割の店舗で設置されています。未設置の店舗に対しては、担当営業部門を通じて、今後も設置の徹底を指導して参ります。
- 平成24年３月より、終了促進措置に関するＷｅｂサイトを開設しておりましたが、これに加え、平成26年１月より、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者向けに特化した特設Ｗｅｂサイト（http://www.softbank.jp/900mhz/）を開設しました。本サイトでは、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の交換対象製品や交換方法に関する情報提供を行っています。また、本サイト開設に合わせて、Facebook・Twitter・Google+・mixiといったソーシャルメディアのソフトバンクモバイル公式アカウントより、終了促進措置に関する告知を行い、本サイトへの誘導を行いました。
- 下記の新聞広告掲載にあわせて、新聞広告に記載した「900MHz」の単語を

検索エンジンで入力した際に、検索結果の最上位に弊社の終了促進措置に関するＷｅｂサイトが掲載されるように、ＳＥＯ（検索エンジン最適化）対策を実施しました。

・ 平成26年２月より、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者に向けた新聞広告を全国主要５紙（産経新聞・日経新聞・毎日新聞・読売新聞・朝日新聞）に掲載しました。
・ 平成26年３月より、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者に向けた新聞広告を北海道・東北６県・長野県の地方紙９紙（北海道新聞、東奥日報、秋田魁新報、山形新聞、河北新報、岩手日報、福島民友、福島民報、信濃毎日新聞）に掲載しました。これらは、全国主要５紙に広告掲載を行ったところ、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者からの問い合わせ内容の多くを占めたエンジンスターター製品の利用が見込まれる寒冷地域に対して、重点的に広告掲載を行ったものです。
・ 平成26年２月12～13日に、一般社団法人日本自動認識システム協会（ＪＡＩＳＡ）主催の第11回自動認識総合展大阪に出展し、ＲＦＩＤ特定小電力無線局のメーカー・所有者・占有者に対して、終了促進措置の取り組みについて説明を行いました。また、多数の来場者に対して、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者向けのリーフレットを配布しました。さらに、これまでに自動認識総合展に来場され登録された方に向けて、メーリングリストによる周知を実施しました。

本四半期において、上記取り組み等に対する問い合わせ件数は、累計693件となります。そのうち移行措置の必要があるものについてはメーカーを介して対応をしています。

今後も引き続き、上記取り組み等を通じて、周知に向けた努力を継続していく予定です。

【参考】　平成25年度第３四半期までの実施状況

実施時期	実施概要
平成 24 年３月 29 日	終了促進措置に関するホームページを開設し、問い合わせ窓口を周知
平成 24 年５月 16 日～22 日	ＭＣＡ代理店向け説明会を全国で 11 回開催
平成 24 年８月 23 日	ＭＣＡ端末免許人、ＲＦＩＤ免許人・登録人及びＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者に向けた通知文書をホームページに掲載
平成 24 年８月 27 日	ＭＣＡ端末局免許人向けに、終了促進措置の実施に関する説明を

	まとめたチラシを作成しＭＣＡ代理店に配備実施
平成 24 年９月 12 日～14 日	ＲＦＩＤ免許人･登録人及びＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者･占有者に向けて、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチラシを作成。自動認識総合展にて終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者への説明、チラシの配布を実施
平成 24 年 10 月 10 日	・弊社新商品発表会において、終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者に対して、説明等を実施 ・弊社メディア向け発行レターに終了促進措置について掲載
平成 24 年 11 月８日	弊社終了促進措置の特設サイトに「終了促進措置に関する会計・税務上の一般的な処理方法について」を掲載
平成 24 年 11 月 21 日	弊社企業サイトＴＯＰページに、終了促進措置の特設サイトへアクセスしやすくするため、専用のバナーを作成･設置
平成 25 年１月 29 日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「終了促進措置に関するお知らせ 税務上の機器の処理方法について」を掲載
平成 25 年１月 31 日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、「よくあるご質問と回答」を掲載
平成 25 年２月１日	平成 25 年２月１日発売号の日経コミュニケーションに弊社の 900MHz 帯移行への取り組みに関する記事（「公開質問 ソフトバンクモバイルに聞く 900MHz 帯周波数の利用移行にはどのような作業が必要?」）が掲載
平成 25 年２月 13 日～14 日	大阪で開催された自動認識総合展に出展し、来場者への説明、ＲＦＩＤの終了促進措置に関するチラシの配布を実施
平成 25 年２月 14 日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「リース利用時のご案内」を掲載
平成 25 年３月 29 日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、予備機の取り扱いにおける周知事項で「ＭＣＡ機器・システム終了促進措置の内容変更」を掲載
平成 25 年４月 15 日	通情報ラベル社の新聞紙「流通＆コンピュータ」にプラチナバンド移行への取り組みが掲載
平成 25 年９月 25 日～27 日	東京で開催された自動認識総合展にて出展し、来場者への説明、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者向けリーフレットの配布を実施
平成 25 年 10 月～	・平成25年10月より順次、全国2,700店舗のソフトバンクショップにＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者向けのリーフレットの設置を開始 ・家電量販店及び弊社のお客様に対して、終了促進措置に関する取り組みを掲載したソフトバンクモバイル総合カタログを印刷し、家電量販店3,200店舗、ソフトバンクショップ,2700店舗等に

	設置を開始
平成 25 年 12 月～	ソフトバンクモバイル携帯電話の請求書を郵送している全てのお客様に対して、ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者向けのチラシを請求書に同封し発送

３－２　実施手順の通知

①　開設計画における記載概要

認定後４か月以内（平成24年７月１日まで）に、郵送、電話等により実施手順の通知を実施し、認定後６か月以内（平成24年９月１日まで）に完了。

②　開設指針における規定事項

認定日から６月以内（平成24年９月１日まで）に、終了促進措置の実施手順をＭＣＡ制御局以外の無線局の免許人及び登録人に対して通知すること（開設指針第５項第４号(2)）

③　本四半期までの実施状況

本四半期においては、新たにＲＦＩＤ免許人等となった方はいませんでしたので、通知文書の発送はしていません。ＭＣＡ端末局免許人は新たに30免許人追加となりましたが確認の結果、すでに通知済みの免許人（９者）、総務省より免許人の情報開示を受けた時点では既にＭＣＡ端末局廃止済み（19者）、新旧周波数併記免許を取得され新デジタルＭＣＡで開設の免許人（２者）であり、何れも対応不要であったため、通知文書の発送はしていません。

【参考】　本四半期以前の実施状況

ＭＣＡ端末局免許人に対して、累計11,852件の通知文書を発送しました。

ＲＦＩＤ免許人・登録人に対して、累計933件の通知文書を発送しました。

３－３　周知・通知の事前協議

①　開設計画における記載概要

ＲＦＩＤ製造業者等及びＭＣＡ制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

②　開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施手順の通知の実施前に、ＲＦＩＤの無線局の無線設備に係る認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体（「製造業者等」）並びにＭＣＡ制御局の免許人との間で協議を行うこと（開設指針第５項第４号(3)）

③　本四半期までの実施状況

平成24年度第２四半期までに実施を完了しました。

３－４　ＲＦＩＤ（免許局・登録局）との協議

①　開設計画における記載概要

認定後４ヶ月以内（平成24年７月１日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

②　開設指針における規定事項

対象免許人等（ＭＣＡ制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第５項第２号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第５項第４号(4)）

③　本四半期までの実施状況

本四半期末までに、全ての対象免許人等931者（8,646局）と協議を開始し、そのうち730者（8,123局）について合意を得ています。なお、移行をせずに廃局された197者（485局）を含めると927者:99%（8,608局:99%）となります。合意後の移行実施状況については「１－１　ＲＦＩＤ（免許局・登録局）」参照。

１．終了促進措置に関する協議

ＲＦＩＤ（免許局・登録局）との協議については、主に下記に挙げた課題が発生していますが次のとおり対策を行い、協議を進めています。

(1) 後継機種の開発・製造の遅延への対応

一部のメーカー・納入業者においては、後継機種の開発・製造が遅れており、免許人等が希望する移行時期にあわせた納品が困難な状況にありますが、弊社から依頼書を提出する等して、協議を進める中で、できる限り納品が間に合うように対応をしていただくようになってきています。また緊密な連携をとることで、納期の短縮等の改善をすべく、引き続き協議を進めています。

(2) スケジュール（業務停止不可等）調整への対応

工場の生産ライン等でＲＦＩＤを利用している場合、大型連休中等、生産ラインを停止できる機会が限られること、また、現行のＲＦＩＤシステムを新たに導入したばかりであること等により、早期の交換が困難となる事案が発生しています。これらの事案については、免許人等のご都合を確認しつつ、できる限り早期に移行完了していただくよう協議を進めています。

(3) 免許人都合による協議中断への対応

組織体制変更等に伴う人的リソース不足等により移行計画や見積りが未

確定なもの、免許人等の税務・会計処理等の都合で平成25年度中の移行ができなかった事案が発生しています。これらの事案については、免許人等のご都合を確認しつつ、できる限り早期に移行完了していただくよう協議を進めています。

(4) 後継機種がないことによる後継機種選定の難航への対応

免許人等の利用しているメーカーの後継機種の開発中止ないしＲＦＩＤ業務からの撤退により後継機がない場合の後継機選定が遅れている事案が発生しています。これらの事案については、免許人等の要望を加味しながらＪＡＩＳＡへＲＦＩＤのスペックを紹介し後継機を探すなどの対応を実施しながら移行完了していただくように協議を進めています。

(5) 免許人による継続利用希望への対応

免許人等の都合として、免許廃止をすることが確定しておりその期間まで継続利用を要望され、早期の移行完了ができない事案が発生しています。これらの事案については、免許人等の都合を確認しつつ、できる限り早期に移行完了していただくよう協議を進めています。

(6) ＲＦＩＤに関連する他システム改修の遅延への対応

ＲＦＩＤに関連する他システム（上位システム）の改修遅れによりＲＦＩＤの移行も遅延している事案が発生しています。免許人等の該当する他システムの改修の進捗確認するなどの連携をとることで、開発の時間短縮を図るべく、引き続き協議を進めています。

２．特定基地局の開設に関する合意

電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）においては、終了促進措置の対象となる周波数を使用する特定基地局の免許の要件として、(a)終了促進措置が完了していることのほか、(b)終了促進措置が未了の場合において、終了促進措置（又は、終了促進措置によらない廃局もしくは周波数移行）及び特定基地局開設について、対象免許人等との間で合意が得られていることが挙げられています。

上記のとおり、やむを得ない事由により、本四半期までに終了促進措置が完了しない対象免許人等が存在することから、上記のような対象免許人等との間で、終了促進措置を早期に完了すること、免許人等に影響を与えないこと等を前提に上記(b)のうち特定基地局の開設についての合意に向けた協議を開始しています。

なお、特定基地局開設の合意を得るにあたっては、対象となる無線局の設置場所において、特定基地局の電界強度の測定を実施し、必要に応じて、特定基

地局の出力を抑えたり、発射角度を制限したりするなどの干渉防止対策を行います。また、特定基地局開設後に、免許人等がご利用のＲＦＩＤ機器に影響を与える事が判明した場合は、該当特定基地局からの電波発射を一旦停止し、対応を検討します。このように、特定基地局が混信その他の妨害を与えない環境を整えた上で、対象となる免許人等との間で、特定基地局開設についての合意が得られるよう協議を進めています。

３－５　ＲＦＩＤ（免許等不要局）との協議

①　開設計画における記載概要

申し出のあった特定小電力無線局のお客様に対し、免許局・登録局と同様の協議を実施

②　開設指針における規定事項

対象免許人等（ＭＣＡ制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第５項第２号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第５項第４号(4)）

③　本四半期までの実施状況

１．終了促進措置に関する協議

本四半期末までに、141,045 局のうち 51,486 局と協議を開始し、そのうち 48,880 局について終了促進措置実施の合意を得ています。合意後の移行実施状況については「１－２　ＲＦＩＤ（免許等不要局）」参照。なお、次のような要因等により、一部、契約締結に時間を要しているケースもありますが、弊社としては、関係者の状況を配慮する一方で、早期の移行完了を目指して、引き続き協議を重ねています。

(1) 平成 26 年４月の消費税増税前のＲＦＩＤ特定小電力無線局以外の駆け込み需要に対応するために、終了促進措置への人的リソースが不足し、協議自体が一時休止した時期があった
(2) 機器開発の長期化
(3) システムの継続利用が、未定となっている所有者・占有者との協議の長期化

ＲＦＩＤ特定小電力無線局の所有者・占有者については、免許・登録が不要であるため、その連絡先等が網羅的に把握されておらず、「３－１　実施概要の周知」に記載のとおり、周知活動を行い、対象者からの連絡を受けている状況です。

弊社では、これに加え、対象者への連絡のために、メーカー・納入業者を通じて、納入先のエンドユーザーの特定を試みています。この場合、メーカー・納入業者等は、個人情報保護等の理由で弊社への所有者・占有者の連絡先情報の提供ができないケースが大半です。そのため、所有者・占有者と協議を直接行うことが困難であり、メーカー・納入業者を介して協議を進めています。

また、弊社の周知活動に応じてご連絡をいただくことや、技術基準適合認証・工事設計認証を取得されている企業様94社に対する弊社からのお問い合わせにより、移行協議が必要と確認できたメーカー47 社と協議を進めております。

２．特定基地局の開設に関する合意

ＲＦＩＤ特定小電力無線局については、複雑な工事を伴わず、無線機の単純な交換のみで移行作業が完了する場合が大半ですが、案件によっては、移行作業の準備のために時間を要する場合もあります。

協議開始から移行完了までに時間を要することが見込まれる案件については、上記「３－４　ＲＦＩＤ（免許局・登録局）との協議」③２と同様に、所有者・占有者との間で、終了促進措置を早期に完了すること、所有者・占有者に影響を与えないこと等を前提に、特定基地局の開設についての合意に向けた協議を平成26年３月から開始しています。

３－６　ＭＣＡ端末局との協議

①　開設計画における記載概要

認定後４ヶ月以内（平成24年７月１日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

②　開設指針における規定事項

対象免許人等（ＭＣＡ制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第５項第２号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第５項第４号(4)）

③　本四半期までの実施状況

１．終了促進措置に関する協議

本四半期末までに、12,889者（285,186局中260,577局）と協議を開始し、そのうち8,169者（179,275局）について合意を得ています。なお、この他に、4,718者（81,261局）については、終了促進措置を実施せず廃止する旨の合意を得ています。

協議の開始に至らなかったのは、下記(1)の21者（81局）であり、協議を開始したものの合意に至らなかったのは、下記(2)の２者（41局）となります。合意後の移行 実施状況については「１－３　ＭＣＡ端末局」参照。

(1) 協議未開始の免許人

所在不明等で協議を開始する事が出来ないため、やむを得ず終了促進措置の対象から除外することとなりました。ただし、今後、連絡を取ることができ、終了促進措置の対象となる要件を満たしていることが確認できた場合には、協議を実施します。

(2) 協議を開始したものの合意に至らなかった免許人

終了促進措置の実施に向けて協議を開始致しましたが、ご理解を得ることができていないものです。

２．特定基地局の開設に関する合意

上記「３－４　ＲＦＩＤ（免許局・登録局）との協議」③２と同様に、ＭＣＡ端末局についても、上記１及び「１－３　ＭＣＡ端末局」記載のとおり、やむを得ない事由により、本四半期までに終了促進措置の実施が完了しない対象免許人が若干存在することから、上記のような対象免許人との間で、終了促進措置を早期に完了すること、対象免許人に影響を与えないこと等を前提に、特定基地局の開設についての合意に向けた協議を平成26年3月中旬より開始しています。

なお、上記の合意をいただいた対象免許人については、次のいずれかの方法によ

り、ＭＣＡ端末局への影響を与えない環境を整えています。

・ 特定基地局の免許申請後、実際の運用開始までの間に、終了促進措置を完了する
・ 対象免許人が実際に無線局を運用している地域を確認の上、当該地域で混信その他の妨害を与えない範囲の地域に限定して、特定基地局を開設する

３－７　ＭＣＡ制御局との協議

①　開設計画における記載概要

認定後４ヶ月以内（平成24年７月１日まで）に、旧周波数を用いたサービスの終了時期、移行方法、費用負担の範囲、負担方法、工事方法、時期、新周波数の周波数配置等について協議を実施。

②　開設指針における規定事項

ＭＣＡ制御局の免許人との間で、周知・通知の事前協議と同時に、当該免許人が行う開設指針第５項第２号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局とＭＣＡ制御局との間のＭＣＡ陸上移動通信及びデジタルＭＣＡ陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第５項第４号(5)）

③　本四半期までの実施状況

制御局免許人２者のうち、Ａ社については、平成25年度第１四半期で新制御局の設置工事が全て終了し、全国で新旧周波数による併行運用を開始しました。また、「１－３　ＭＣＡ端末局」に記載のとおり、98%のＭＣＡ端末局について、終了促進措置の実施が完了しました。Ａ社との間では、終了促進措置が完了した地域から順次、ＭＣＡ制御局の運用を停止することについて合意しています。

Ｂ社については、1 月末に八戸、二戸、２月末に古川の制御局がサービスを終了して廃局し、残りの 63 局の制御局は、３月 31 日にサービスを終了しました。これにより、前四半期までに廃局済みの 35 局をあわせて、Ｂ社の全ての制御局 101 局が運用を停止しました。ただし、上記の 63 局については、免許手続の関係上、４月 20 日付けでの廃止となります。

３－８　窓口の設置

① 開設計画における記載概要

認定後１か月以内（平成24年４月１日まで）に電話及びメールによる専用窓口を設置。
終了促進措置の実施に係る社内組織とは別に窓口組織を開始時は約10名体制で設置し、平成24年７月までに約30名に増員。マニュアル等による社内研修を実施。

② 開設指針における規定事項

認定日から１月以内（平成24年４月１日まで）に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成30年３月30日まで設置すること（開設指針第５項第５号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

特になし

【参考】平成 24 年度第４四半期までの実施状況
平成 24 年３月 30 日に、以下のとおり、周波数移行に関する問い合わせ窓口（「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問合せ窓口」）を設置し、運用を開始しました。
・問い合わせ先電話番号：0800-919-0900（通話料無料）
・問い合わせフォーム:https://www.softbankmobile.co.jp/ja/stc/info/public/
平成 24 年７月 25 日からは、問い合わせ窓口の 24 時間 365 日でのサポートを開始し、運用を行っています。

窓口の周知については、平成 24 年３月 29 日に、弊社ホームページにて実施しました。ＵＲＬ：http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/

900MHz周波数移行促進について
Migration to 900MHz Spectrum

当社は、トラフィック急増への対応やカバーエリアの充実および災害に強い通信網を構築するため、900MHz 帯を使用する特定基地局の開設計画の申請を行い、総務大臣より当該開設計画の認定を受け、7 月 25 日（水）からサービスを開始いたしました。当社が既に保有する電波帯と比較し、より効率よく広範囲までカバーできる「プラチナバンド」と呼ばれる 900MHz 帯を使用したモバイルネットワークを構築することで、高品質な通信環境の実現してまいります。

サービス拡大を行うための終了促進措置として、現在、905MHz～915MHz 帯の MCA 機器・システム、950MHz～958MHz 帯の RFID 機器・システムをご利用のお客さまは、新たに割り当てられた周波数帯域への移行が必要となります。
周波数帯域の移行（終了促進措置）に関する当社へのお問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口よりお願いいたします。

また、900MHz～905MHz 帯および 945MHz～950MHz 帯を利用した当社通信サービスの提供開始に伴う、MCA および RFID への電波干渉に関するお問い合わせにつきましても、以下の「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口」へお願いいたします。

電話・メールでのお問い合わせ

ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口

お問い合わせフォーム	900MHz 周波数移行お問い合わせ窓口
Tel	0800-919-0900（通話料無料）

注意事項

また、弊社窓口開設後に、以下に示す総務省のチラシへ弊社窓口の問合せ先を記載していただき、周知を行いました。さらに、総務省ホームページから弊社ホームページへのリンクを貼りました。

・ＭＣＡ端末局免許人向けチラシ
http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full_ver.pdf
・ＲＦＩＤ免許人・登録人及び特定小電力無線局所有者・占有者向けチラシ
http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full1_ver.pdf

４　対策・体制の整備に関する実施状況

４－１　迅速な合意形成を図るための具体的な対策

①　開設計画における記載概要

- 認定後１か月以内（平成24年４月１日まで）に移行促進のための現場対応マニュアルを作成。
- ＭＣＡやＲＦＩＤ関係者（製造業者、販売店等、対象免許人等）に対する説明会を各県・総通局ごとに実施。
- ＭＣＡ制御局以外の終了促進措置の合意の契約については、契約書の雛形を作成。
- ＭＣＡについて、新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続を行い、デジタルＭＣＡのブロック周波数の変更を行う提案を実施（最終的にはＭＣＡ事業者との協議により決定した内容に沿って移行を進める。）。

②　本四半期までの実施状況

平成24年度第４四半期までに実施を完了しました。

【参考】平成 24 年度第４四半期までの実施状況

＜ＭＣＡ・ＲＦＩＤ共通＞

移行促進に伴う現場対応マニュアルとして、移行促進マニュアルを平成 24 年３月 30 日に策定しました。

また、ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問合せ窓口における業務フロー及びお客様対応ＦＡＱを作成し、受付窓口業務における応対品質の平準化に努めるとともに、お客様対応ＦＡＱにつきましては、日々更新を実施して窓口対応品質の向上を実施しています。

＜ＲＦＩＤ＞

当初、ＭＣＡと同様に免許人等に対して説明会を実施する予定でしたが、免許人等への説明会の実施を行うよりも個別対応を行うという方法へ変更することとしました。

＜ＭＣＡ＞

平成24年５月16日から22日にかけて、全11地方総合通信局管内ごとにＭＣＡ代理店様向けの説明会を実施しました。弊社の開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、実施スケジュールと今後の進め方を説明し、代理店との意見交換を行いました。

平成24年度第２四半期においては、免許人との移行に関する合意を行うために、全

国のＭＣＡ代理店を訪問し、弊社の終了促進措置への協力をお願いするとともに、代理店の意向を確認しました。

平成 24 年度第４四半期においては、ＭＣＡ端末局の終了促進措置において、現行周波数から新周波数への移行時に、一部のシステムにおいて新旧周波数による並行運用の必要性があることを確認し、アンテナ分配器を用いた連続運用を可能とする移行方法を導入することとしました。

開設計画において、弊社では新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続をすることによる移行を考えていましたが、制御局免許人との調整により、デュアル端末や回線制御装置の接続は難しいとの判断により、制御局免許人と決定した内容に沿って移行を進めています。

４－２　円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

①　開設計画における記載概要

- 認定後１か月以内（平成24年４月１日まで）に、300～400名規模の「移行促進対策本部」を構築。
- 当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「ＲＦＩＤ移行企画部」及び「ＭＣＡ移行企画部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置し、各部において地域毎の下部組織等についても規定。

②　本四半期までの実施状況

本四半期において、当該本部の人員については平成 26 年 3 月末時点で総勢 536 名体制となります。

５　その他特記事項

特になし